

平成29年度 中野区介護サービス事業所集団指導
「居宅介護支援事業所」(平成29年9月26日開催)に対する質問への回答

○指定居宅介護支援の基準等に関する質問

(問1) 訪問介護事業所に毎月のモニタリングの報告を要求したところ、計画書を作成した時にしか報告しないとの回答があったが、毎月報告しないのは間違いではないのか。

(答) 訪問介護事業所は、モニタリング(計画の実施状況の把握)を、計画期間内に少なくとも1回以上行う必要がありますが、必ずしも毎月行う必要はありません。なお、予防訪問サービスの場合においては、計画期間内の1回以上のモニタリングに加えて、1月に1回以上サービスの提供状況等を介護予防支援事業者に報告しなければなりません。

(問2) 本人や家族より、デイサービスの利用が最初は週1回が希望だが、体力的・精神的に慣れたら週2回に増やしたいという希望があった場合、サービス担当者会議の要点にその旨記載していれば、軽微な変更にあたるか。

(答) 利用者の希望による週1回程度の利用回数の変更は、軽微な変更にあたります。

(問3) 医療系サービス導入の際の主治医の指示の確認とは、指示書の有無のことをさすのか。それとも、それとは別に電話もしくは書面等で確認すべきなのか。

(答) 指示の確認が取れば、指示書による確認でも電話等での確認でもさしつかえありません。ただし、口頭により確認をした場合は、確認日および指示内容を記録することが必要です。

(問4) 訪問歯科導入時もアセスメント、サービス担当者会議及びケアプランの交付が必要か。

(答) 居宅療養管理指導として位置付ける場合は、必要です。

(問5) 居宅サービス計画の期間と合わない期間でデイサービスの計画書が送られてくるのはさしつかえないか。

(答) 居宅サービスと個別サービスの計画期間が異なる場合もあります。なお、通所介護(地域密着型通所介護および認知症対応型通所介護を含む)は、提供を行う期間の計画への記載は必須でないため、記載が無い場合もあります。

(問6) 福祉用具貸与の計画書は、本人の状態が変わらず貸すものも変わらなければ、個別サービス計画書は1回受領するだけでさしつかえないか。

(答) サービス内容に変更がなく、個別サービス計画の内容に変更がなければ、改めて受領する必要はありません。

(問7) 月ごとに利用表に印は必要か。

(答) 署名があれば、捺印はなくてもさしつかえありません。

○居宅サービス計画作成依頼届に関する質問

(問8) 新規の場合、要介護か要支援か想定しにくい場合は、認定が確定した時にさかのぼり届出しているが、その方法で問題はないか。

(答) 問題ありません。このようなケースに暫定でプランを組む時には、認定がどちらの結果になっても大丈夫なようにあらかじめ居宅介護支援事業所と地域包括支援センターでよく連携してください。

(問9) 認定が遅れ月末に結果が出た方は、次月請求は可能か。

(答) サービス開始月の最終開庁前日までにご提出された居宅サービス計画作成依頼届のうちサービス開始月の最終開庁前日まで審査会決定されたものについては、サービス開始月の翌月に請求可能です。サービス開始月の最終開庁前日までにご提出がない場合や、ご提出されていてもサービス開始月の最終開庁前日まで審査会決定されなかったものについては、サービス開始月の翌月に請求を行っても、国保連審査にてエラーとなります。

(問10) 小規模多機能型居宅介護の利用が9月5日からの場合は、利用開始日は9月5日からか。仮に福祉用具の利用がある場合は、9月1日が開始日になるか。

(答) 小規模多機能でのサービス計画は利用者の必要があれば福祉用具貸与も含まれますから、同月において福祉用具利用日が先なのであればそれが開始日になります。

なお、同月に居宅サービスのケアマネが入っている場合は判断が異なりますのでご注意ください。

○軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認に関する質問

(問11) 申請中に様式1を出すのはどのような場合か。ケアマネの見立てで軽度になるだろうと思われる人か。要介護度2で暫定プランを立てた方が、要介護度1の結果が出た場合、結果が出てから提出しても、前の月の分は対象にならないのか。

(答) 福祉用具貸与開始月の翌月以降に要介護1または要支援の認定結果が出た場合で、貸与開始月の最終開庁日までに保険者確認の書類(様式1等)を提出していない場合は、貸与開始月の例外給付は認められません。軽度になる見立てがある場合は、あらかじめ貸与開始月に保険者確認の書類をご提出ください。

(問12) 様式1について、電話のとき、大きな病院等、担当医師の所見を代弁してMSWが回答する場合がありますが、その場合、「代弁者〇〇さん」と記載しておけばよいか。

(答) 余白に職種・代弁者氏名をご記入ください。(例)代弁 MSW 中野 太郎
その場合でも医師氏名は必ずご記入ください。

○その他集団指導の資料等に関する質問

(問13) 活動援助サービス(緩和型のデイサービス)は、どこのデイサービスがおこなっているのか。

(答) 中野区公式ホームページに、活動援助サービスを含む介護予防・日常生活支援総合事業の事業所一覧を掲載しております。トップページの右上のサイト内検索バーに「訪問型サービス・通所型サービス事業所一覧」と入力してください。

(問13) 中野区内の住所地特例施設に入居し、住民票を中野区へ移さない方は、地域密着型サービスを利用できるのか。

(答) 入居先が住所地特例施設であっても、住民票を住所地特例施設が所在する区市町村に移さない場合は、当該区市町村の地域密着型サービスの利用はできません。

(問14) 短期入所に伴う送迎費用の支給について、「送迎の際にタクシーおよび寝台車を利用しなければならない方」とは、区外のショートステイも対象となるか。家族の希望で、時間指定で入所施設が対応できない場合は、利用可能か。

(答) 「利用しなければならない方」とは、短期入所事業所が送迎できず、やむを得ず利用者側がご自身でタクシーを手配しなければならない状況を指しています。もともと、この特別給付の短期入所移送費給付は、介護保険制度が始まってしばらくは区内に短期入所事業所が少なく、ご利用者が送迎範囲外の区外の事業所利用にかかる負担を軽減する目的から始まりました。よって送迎範囲内の事業所であれば、まずは事業所による送迎をご利用ください。ご質問のような家族の事情での特別給付短期入所移送費利用も可能です。